

相生市食育推進計画（案）に対する意見募集について

国の食育基本法をうけ、相生市でも、相生市食育推進計画（案）を作成いたしました。

については、相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

計画策定の趣旨

国では、「食」についてのあり方を方向づけ、国民が生涯にわたって、健康で豊かな人間性を育めるよう、「食育」を国民運動として推進していくため、平成17年7月に食育基本法を施行し、これに基づいて平成18年には食育推進基本計画が策定されました。その後、平成19年3月には兵庫県食育推進計画が策定され、県内における食育推進の体制が整えられてきました。

相生市でも、豊かな自然を十分活用した食育の推進を図れるよう、市民一人ひとり、また関係機関が一体となって食育を推進するために相生市食育推進計画（案）を策定します。

意見の提出期間 平成22年1月12日（火）から平成22年2月1日（月）

意見提出できる方

- （1）相生市に住所がある方
- （2）相生市に事務所または事業所がある方
- （3）相生市内の事務所または事業所に勤務する方
- （4）相生市の学校に在学中の方
- （5）相生市に納税義務のある方
- （6）この計画に利害関係のある方

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由です。

- （1）郵便 〒678-0031 相生市旭1丁目6番28号
相生市 市民福祉部 健康福祉課 健康増進係
- （2）ファクシミリ 0791-23-4596
- （3）電子メール kenko@city.aioi.hyogo.jp

案の入手方法

平成22年1月12日(火)以降、相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナー、または健康福祉課で閲覧・入手できます。

その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

〒678-0031 相生市旭1丁目6番28号(総合福祉会館内)

相生市役所 市民福祉部 健康福祉課 健康増進係

電話 0791-22-7168